

「被保険者の範囲」関連資料

- 「被保険者・受給者の範囲」をめぐる介護保険部会での主な意見…………… 1
- 障害者支援費サービスの利用状況について（速報）…………… 2
- 社会保障審議会障害者部会における中間的な取りまとめ（部会長案）…………… 1 1

「被保険者・受給者の範囲」をめぐる介護保険部会での主な意見

（「被保険者・受給者の範囲」の見直しに積極的な意見）

- 高齢者、障害者といった年齢・障害別の縦割りの制度は限界がある。介護制度を年齢で分けているのは日本だけだ。地域において支援を必要とする全ての者を共通の枠組みの中で対象としていくべきである。
- 介護保険制度と支援費制度は一元化すべき。ただし、一元化する場合には解決すべき課題がいろいろとあるので、両者が共通する部分と異なる部分を整理した上で時間をかけて取り組むべき。
- 現在でも難病患者などのように、介護保険制度のサービスを受けられない、制度の谷間に落ちている人がいる。そうした人たちのことも検討すべき。

（「被保険者・受給者の範囲」の見直しに消極的な意見）

- 介護保険制度はまだ十分安定していない。まず給付の見直しなど介護保険が抱える問題を解決してから、障害者の問題を検討すべきであり、時期尚早。
- 障害者福祉については、まず現行の支援費制度を検証し、制度の適正化を図るべきであり、安易な財源対策の視点から統合を考えるのは問題。
- 高齢者と障害者は様々な面でニーズが異なるし、介護保険と支援費は制度の趣旨や仕組みが異なるので統合は慎重に考えるべき。

障害者（身体障害者、知的障害者）支援費サービスの利用状況について（速報）

○ 18歳以上の障害者（身体障害者、知的障害者）の支援費サービスの利用状況（平成16年1月サービス提供分）について、107市町村（総人口の8.2%）からの報告を取りまとめたもの。

○ 概 要

・ 障害者数（全国調査より推計）

31.0万人（身体障害者：28.1万人、知的障害者：2.9万人）

・ 支援費サービス利用者数

26,992人（身体障害者：10,731人、知的障害者：16,261人）

（単位：人）

		在宅	施設	計
身体障害者		7,187	3,544	10,731
内 訳	1級	3,993	2,018	6,011
	2級	2,165	1,155	3,320
	3級	567	207	774
	4級	294	95	389
	5級	110	43	153
	6級	58	26	84
知的障害者		8,490	7,771	16,261
内 訳	A	5,188	5,526	10,714
	B	3,302	2,245	5,547

・ 支援費サービス（在宅）利用者の年齢別内訳

（単位：人）

	支援費サービス 利用者数（在宅）	うち65歳未満	うち65歳以上
身体障害者	7,187 (100.0%)	5,724 (79.6%)	1,463 (20.4%)
知的障害者	8,490 (100.0%)	8,426 (99.2%)	64 (0.8%)

〔参考〕全国の18歳以上の障害者数

・ 身体障害者 342.6万人（在宅 324.5万人、施設 18.1万人）

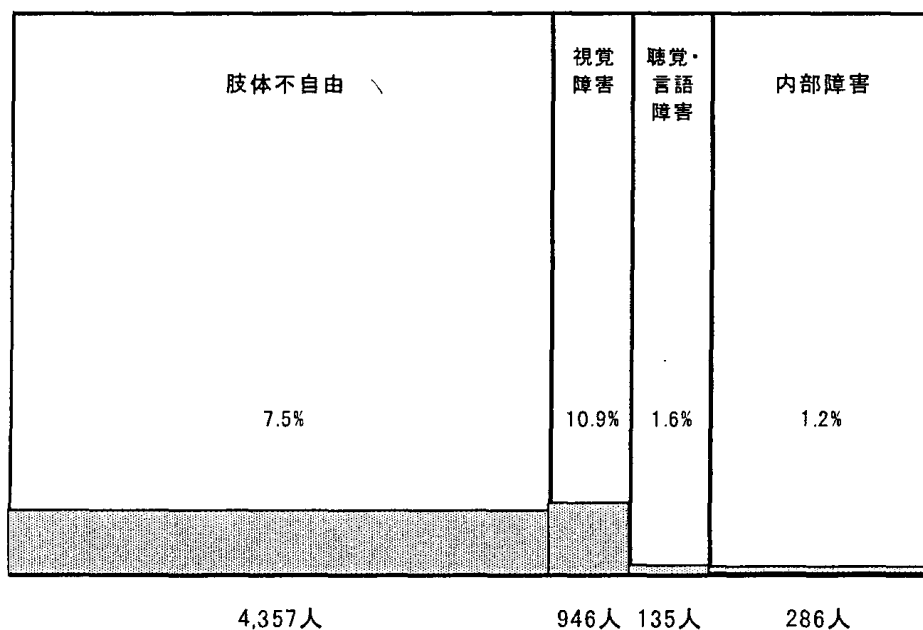
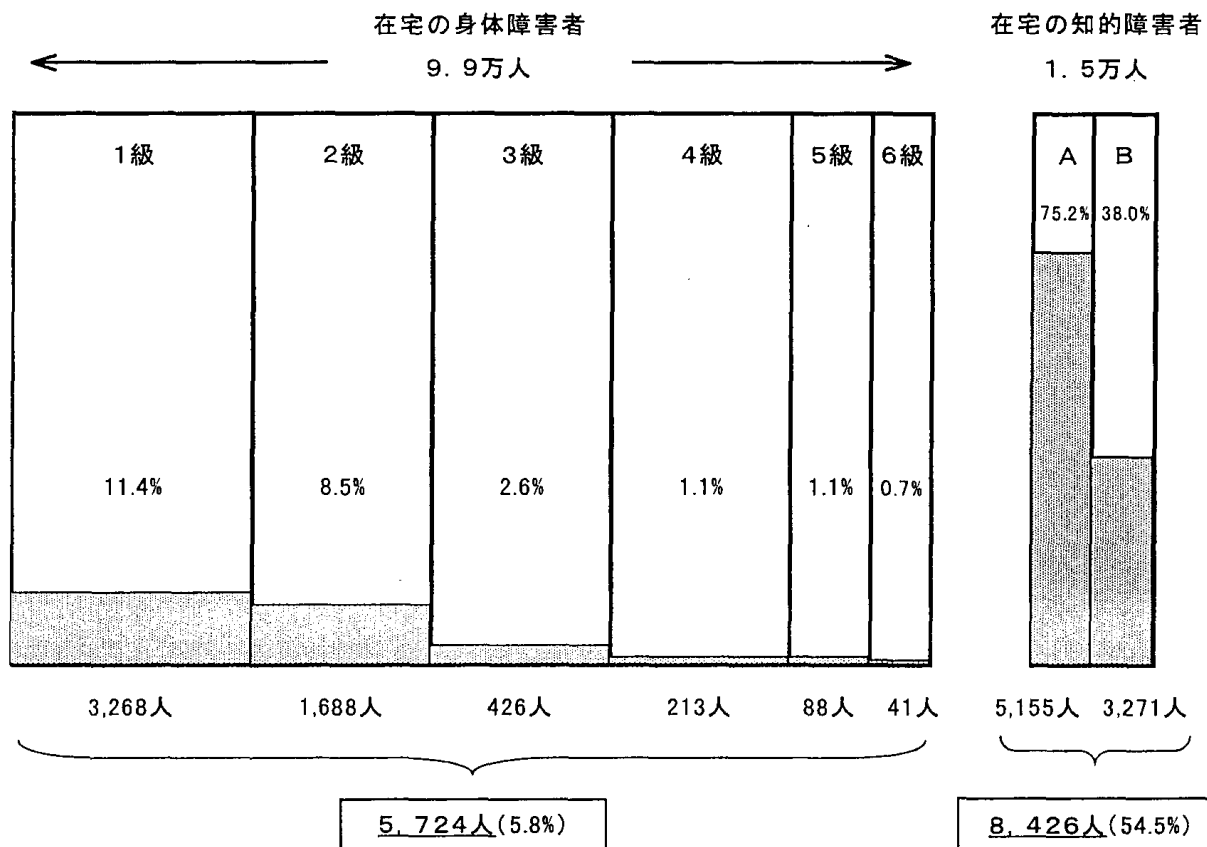
・ 知的障害者 35.6万人（在宅 23.6万人、施設 12.1万人）

〔平成13年身体障害児・者実態調査、平成12年知的障害児（者）基礎調査〕

在宅障害者（18歳から64歳の身体障害者・知的障害者）の支援費利用割合

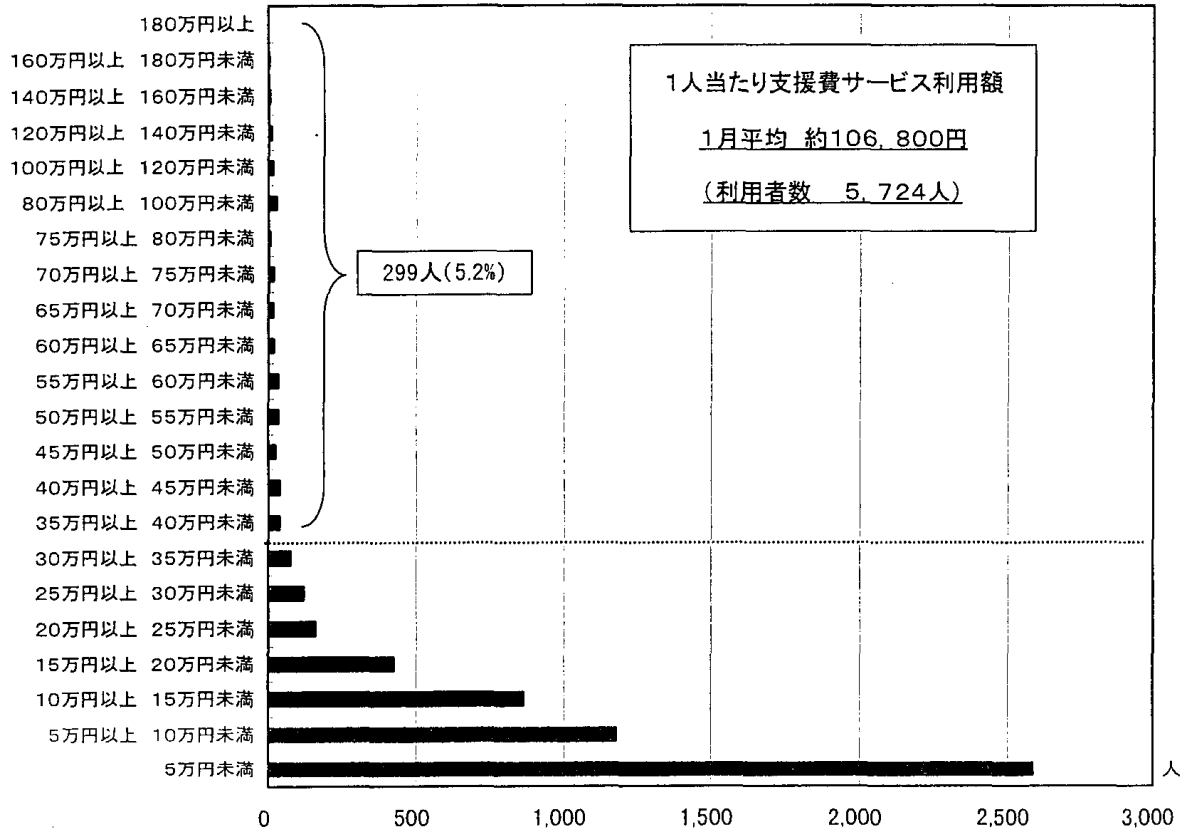
～107市町村（総人口の8.2%）の平成16年1月サービス提供分の調査より～

- 在宅身体障害者9.9万人（推計）のうち5,724人（5.8%）が支援費を利用
- 在宅知的障害者1.5万人（推計）のうち8,426人（54.5%）が支援費を利用

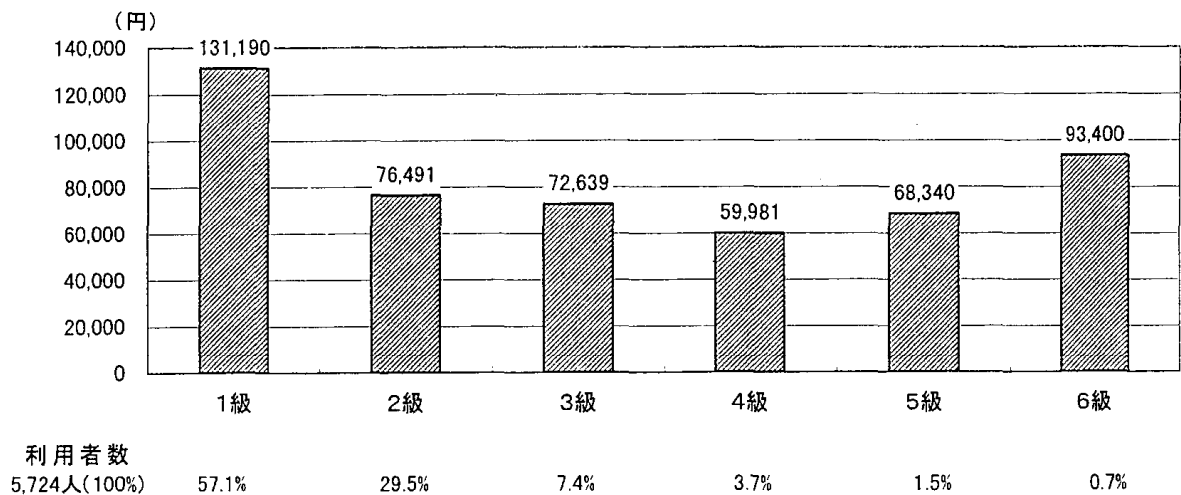


在宅身体障害者の状況（107市町村、平成16年1月分）

○ 在宅身体障害者（18歳～64歳）の支援費利用額の状況

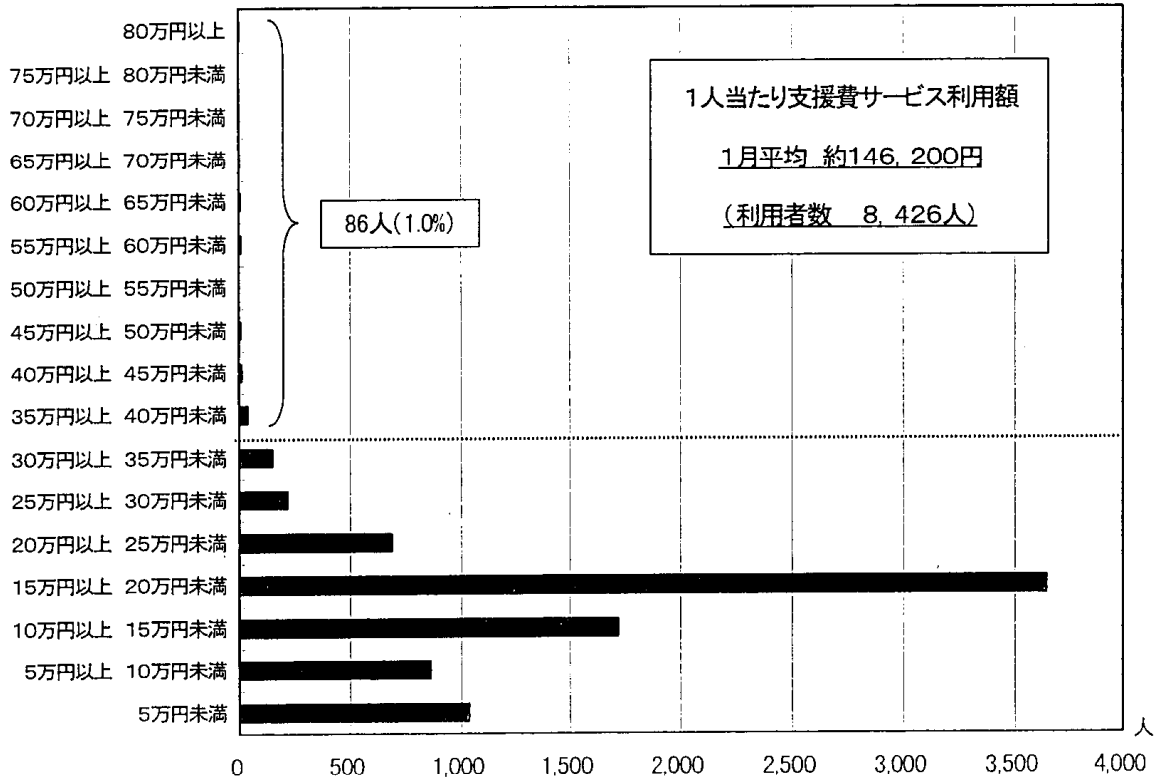


○ 在宅身体障害者（18歳～64歳）1人当たり支援費の平均利用額（約106,800円）

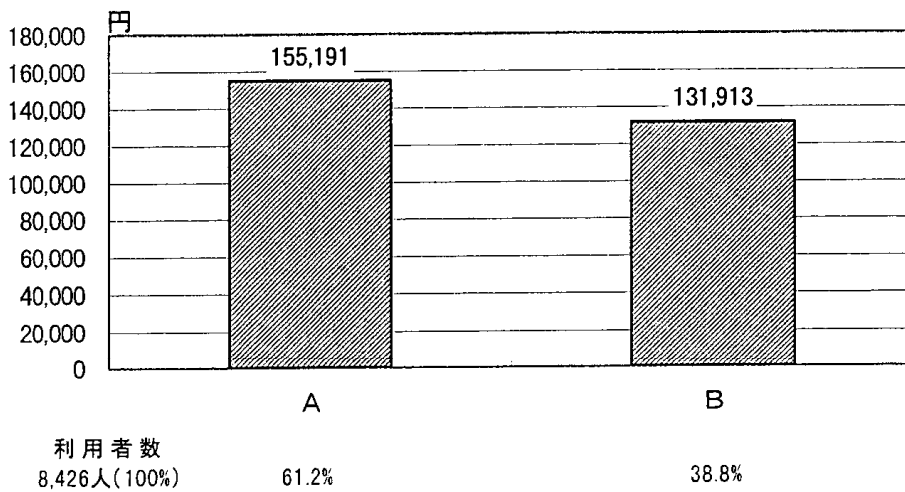


在宅知的障害者の状況（107市町村、平成16年1月分）

○ 在宅知的障害者（18歳～64歳）の支援費利用額の状況



○ 在宅知的障害者（18歳～64歳）1人当たり支援費の平均利用額（約146,200円）



107 市町村の概要

○ 市町村の人口規模（平成 15 年 3 月現在）

	107 市町村の内訳		全 国	
	市町村数	人 口 A (A/B)	市町村数	人 口 B
50 万人以上	3	2,488,027 (8.3%)	29	30,153,558
10 万人以上 50 万人未満	24	5,539,245 (12.0%)	217	46,316,171
5 万人以上 10 万人未満	16	1,122,337 (7.1%)	227	15,759,255
3 万人以上 5 万人未満	14	542,634 (5.3%)	269	10,303,556
1 万人以上 3 万人未満	31	575,495 (3.6%)	948	15,958,354
1 万人未満	19	118,039 (1.4%)	1,545	8,197,470
計	107	10,385,777 (8.2%)	3,235	126,688,364

※ 107 市町村のうち、政令指定都市（1 / 13）、中核市（5 / 35）

○ 支援費の在宅サービス提供体制（市町村内に事業所を有する割合）

	身体障害者	知的障害者
ホームヘルプサービス	105 (98.1%)	101 (94.4%)
デイサービス	61 (57.0%)	43 (40.2%)
ショートステイ	53 (49.5%)	71 (66.4%)

※ 平成 16 年 1 月現在

（参考）支援費の在宅サービスを提供した市町村の割合（全国ベース）

	身体障害者	知的障害者
ホームヘルプサービス	73%	47%
デイサービス	36%	26%
ショートステイ	27%	45%

※ 平成 15 年 4 月現在

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
								上肢機能	移動機能						
1級	両眼の視力（万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、きょう正視力について測ったものをいう。以下同じ。）の和が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの
12級	1 両眼の視力の和が0.02以上0.04以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの
3級	1 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの 2 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したものの	1 両下肢をシヨバ一関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したものの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由					心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害					
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
								上肢機能	移動機能						
4級	<p>1 両眼の視力の和が0.09以上0.12以下のもの</p> <p>2 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの</p>	<p>1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの）</p> <p>2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの</p>		<p>音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指を欠くもの</p> <p>2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの</p> <p>4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの</p> <p>7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの</p> <p>8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害</p>	<p>1 両下肢のすべての指を欠くもの</p> <p>2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの</p> <p>4 一下肢の機能の著しい障害</p> <p>5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの</p> <p>6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの</p>		<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>	<p>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの</p>
5級	<p>1 両眼の視力の和が0.13以上0.2以下のもの</p> <p>2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの</p>		<p>平衡機能の著しい障害</p>	<p>1 両上肢のおや指の機能の著しい障害</p> <p>2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害</p> <p>3 一上肢のおや指を欠くもの</p> <p>4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの</p> <p>5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害</p> <p>6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害</p>	<p>1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害</p> <p>2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの</p> <p>3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの</p>	<p>体幹の機能の著しい障害</p>	<p>不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>	<p>不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの</p>							

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体 不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害						
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
								上肢機能	移動機能						
6級	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもので、両眼の視力の和が0.2を超えるもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの						
7級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの						
備考	1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用調（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。														

療育手帳制度の概要

1 概 要

知的障害児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対し交付。

療育手帳制度について
昭和48年9月27日厚生省発児第156号
厚生事務次官通知

2 実施主体 都道府県知事・指定都市市長

3 障害の程度及び判定基準 重度（A）とそれ以外（B）に区分

○重度（A）の基準

[18歳未満]

- ① 数がおおむね35以下であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難なもの
 - イ) 頻繁なてんかん発作又は失禁、異食、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護が必要なもの
- ② 知能指数がおおむね50以下であって、盲、ろうあ又は肢体不自由を有する児童

[18歳以上]

- ① 知能指数がおおむね35以下であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア) 日常生活における基本的動作（食事、排泄、入浴、洗面、着脱衣等）が困難であって、個別的指導及び介助が必要なもの
 - イ) 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導が必要なもの

○それ以外（B）の基準

重度（A）のもの以外